

担い手3法の改正に伴う市発注工事の変更点について

矢板市総務課

①ダンピング受注を防止するため、建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について引き上げを行います。

平成27年1月30日に国において策定されました「発注関係事務の運用に関する指針」の中で、「ダンピング受注を防止するため、適切に低入札調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格の適切な運用を徹底する。」とされていることを受け、建設工事の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、平成27年4月1日付で引き上げを行います。

ただし、本市では低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の額及び算定式を非公表としているため、改正後の算定式及び引き上げ幅についても申し訳ありませんが公表いたしません。

なお、本市においては建設工事の入札における予定価格の歩切りは行っておりませんので、設計金額＝予定価格となります。

②入札時に入札金額内訳書の提出を義務付けます。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、「建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。」となったことを受け、平成27年度発注分から、競争入札に付する建設工事について、入札金額内訳書の提出を義務付けます。

なお、入札金額内訳書の様式については、市の様式を使用しますので、条件付一般競争入札の場合は矢板市ホームページの条件付一般競争入札情報のページから様式をダウンロードしてください。指名競争入札の場合は、入札通知に同封いたします。

③施工体制把握の徹底のため、下請契約を締結する場合は、下請金額を問わず施工体制台帳の作成が必要になります。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、「建設業者は、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときは施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。」となったことを受け、平成27年度発注分から、受注者が下請契約を締結する公共工事においては、下請金額を問わず施工体制台帳を作成していただくこととなります。

なお、交通誘導員、クレーン、残土・廃材運搬等については、施工体制台帳の作成は不要ですが、施工体系図への記載は必要です。